

事務連絡  
令和5年4月1日

日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

マンション長寿命化促進税制の創設について（周知依頼）

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の改正により、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税額の減額措置（マンション長寿命化促進税制）が創設されたところです。

これに伴い、本減額措置の適用を受けようとする者が市町村（特別区にあつては都）に提出する証明書の発行における留意点に関する通知を別添のとおり発出いたしますので、お取りはからしいたいただきますようお願いいたします。

【発出文書】

「地方税法施行規則附則第7条第16項第1号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（大規模の修繕等証明書）等について」（令和5年4月1日付け国住参マ第224号）

【添付資料】

令和5年国土交通省告示第290号、令和5年国土交通省告示第291号、令和5年国土交通省告示第292号及び令和5年国土交通省告示第293号

【参考】 国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000121.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000121.html)

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当） 付  
（電話）03-5253-8111 （内線：39925・39963・39924）